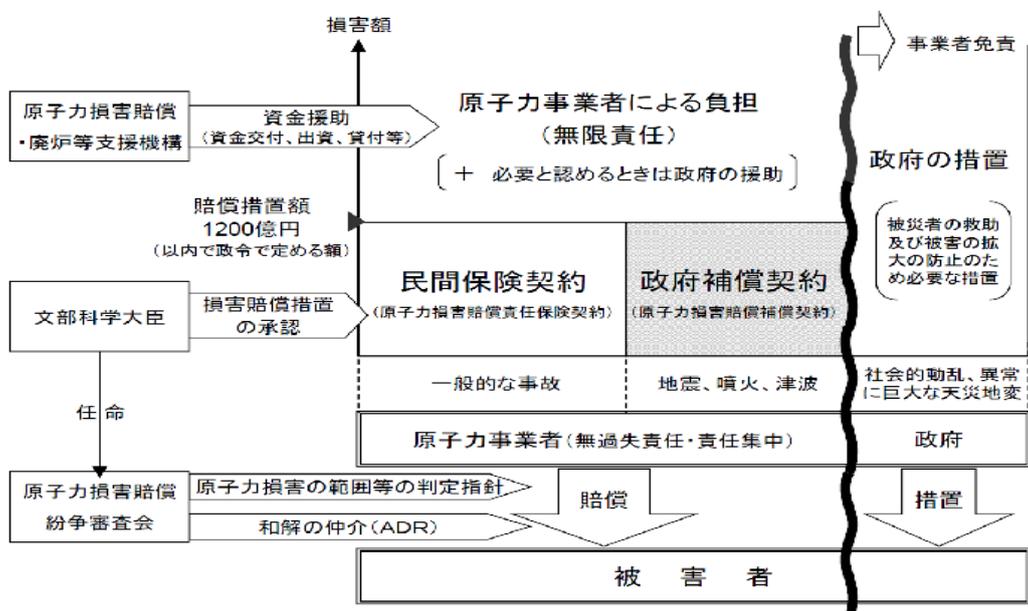


(参考)

原子力損害賠償制度について

原子力事故による被害者の救済等を目的として、「原子力損害の賠償に関する法律」(以下「原賠法」といいます。)に基づく原子力損害賠償制度が設けられています。原子力損害賠償制度の仕組みについては、以下の図で示されているとおりです。

万が一原子炉の運転等により原子力損害が発生した場合、原子力事業者は、過失の有無を問わず、賠償責任を負うこと(無過失責任)、損害の全額を賠償すること(無限責任)、その責任を原子力事業者に集中すること(責任集中)が定められています(図の中央上および中央下。原賠法第3条第1項本文、第4条第1項)。原子力事業者には、原子力損害の賠償に充てることができるよう民間保険契約および政府補償契約の損害賠償措置を講じることが義務付けられています(図の中央。原賠法第6,7条)。そのほか、万が一賠償措置額を超える損害が発生したとしても、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」に基づき設立された原子力損害賠償・廃炉等支援機構が、損害を賠償するために必要な資金の交付等を行います。各原子力事業者は同支援機構の業務に要する費用として負担金を納付しており、相互扶助によって支払い等に対応できる仕組みとなっています(図の左上)。なお、賠償措置額を超える損害が発生し、政府が必要と認めるときには、政府は、原子力事業者に対して、損害を賠償するための援助を行うことが可能となっています(図の中央上□内。原賠法第16条)。



(出典:文部科学省ホームページ https://www.mext.go.jp/a_menu/genshi_baisho/gaivou/index.htm)

参考: [文部科学省ホームページ](#)

[\(トップ > 科学技術・学術 > 生命倫理・安全等 > 原子力損害賠償制度\)](#)